

○厚生労働省告示第六十二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関する当該延長後の満了日を平成二十四年二月二十九日まで延長する措置を指定する件（平成二十三年厚生労働省告示第二百九十九号）の全部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。

平成二十四年二月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定による満了日の延長に関する当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を次のように指定する。

対象となる特定権利利益	対象者
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児施設給付費の支給を受けることができること。	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡双葉町、同郡川内町、同郡大熊町、同郡飯沼町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡館南村に限る。）に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けたことにより、同法第五十一条の規定する営業を営むことができること。	警戒区域（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。）に際し、原子力発電所対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条の二の規定に基づき読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十一年法律第二百三十三号）第六十三条第一項の規定に基づき設置された警戒区域）又は計画的避難区域（同法第三十一条の規定に基づき平成二十年（二十一年）四月一日及び以後の三年間に発生した原子力発電所事故に係る原子力災害対策特別措置法（平成二十三年法律第二百三十三号）第二十条の二及び同法第二十一条の規定に基づき福島第一及び第二原子力発電所長官の指示した区域）に居住地を有する者
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十九条第一項の支給決定を受けたことにより、同法第九十九条第一項又は附則第二十一条の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けることができること。	岩手県（陸前高田市に限る。）又は福島県（双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡浪江町及び同郡葛尾村に限る。）に居住地を有する者
障害者自立支援法第五十二条第一項の支給認定を受けたことにより、同法第五十八条第一項の規定により自立支援医療費（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第二号に規定する更生医療に係るものに限る。）の支給を受けることができること。	福島県（双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町及び同郡大熊町に限る。）に居住地を有する者

